

事務連絡
令和3年1月7日

各都道府県・政令市

一般廃棄物行政主管部（局）御中
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

令和3年1月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルⁱ」（平成30年3月）に基づく対策について通知したことを始めとして、令和2年9月7日には、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講すべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめ、「『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインⁱⁱ』について（通知）」（令和2年9月7日付け環循適発第2009074号・環循規発第2009072号環境省環境再生・資源循環局長通知）により通知したところです。

今般、令和3年1月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県を区域として、同年1月8日から2月7日までを期間とした緊急事態宣言がなされたところですが、こうした状況にあっても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、緊急事態措置の対象となる区域を始めとする感染拡大が見られる地域におかれましては、より一層廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策が適切に実施されますよう、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画、地方公共団体

における各種対策事例ⁱⁱⁱ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A^{iv}、その他これまで通知した内容^vについて、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に改めて周知いただき、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いします。

また、令和2年11月27日付けの事務連絡において、一般廃棄物処理に携わる関係者又は産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には御連絡を頂くようお願いしていたところですが、さらに、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理の停滞やひっ迫が生じた場合又はそのおそれがある場合についても、必要な対応・支援等を検討いたしますので、適宜御相談くださいますようお願いいたします。

なお、感染拡大防止のためには接触機会の低減を図ることが重要であり、これを機に、申請・届出等のオンライン（電子メールを含む。）や郵送による実施について、一層推進していただくようお願いいたします。

i <https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

ii http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guideline.pdf

iii http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

iv http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html

v http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html